

居宅介護支援事業所 重要事項説明

《 令和6年10月1日改定 》

ご本人またはご家族（以下、単に「利用者」という。）が利用しようと考えている居宅介護支援事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

名称・法人種別名	社会福祉法人 共成舎
代表者名	理事長 永田 卓生
所在地・連絡先	(所在地) 〒868-0424 熊本県球磨郡あさぎり町上西字清水835番地 (電話番号) 0966-45-6778 (FAX) 0966-45-6221 (Eメール) kanegaoka@asagiri.jp

2 利用者への指定居宅介護支援事業を実施する事業所について

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所	鐘ヶ丘居宅介護支援事業所
所在地・連絡先名	(所在地) 〒868-0423 熊本県球磨郡あさぎり町上南字竹之内1295番地1 (電話番号) 0966-47-0333 (FAX) 0966-47-0882 (Eメール) kanegaoka-kyotaku@asagiri.jp
事業所番号	平成11年11月14日 指定 熊本県 第4373100314号
管理者の氏名	山本 恵
事業所の通常の事業の実施地域	あさぎり町 他 球磨郡内・人吉

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等からの申出内容、要介護者等の心身の状況、及び環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようなサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、同計画に基づきサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設その他の関係機関等との連絡調整、その他便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	① 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助する。 ② 利用者の心身の状況、環境及び意向等に応じて適切な保健医療サービス及び多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。 ④ 市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、及び介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日（ただし12月29日から1月3日までは除く）
営業時間	8:30 ～ 17:30

(4) 事業所の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区分		常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1.0	1.0		0.5	○ 事業所を代表し業務の統括の任にあたる

介護支援専門員	1. 0	1. 0	1. 5	○要介護認定の申請代行、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、 ○介護支援事業者の紹介・調整 ○居宅サービス計画（ケアプラン）の見直し
---------	------	------	------	---

3 居宅介護支援の内容について

居宅支援の内容	① 居宅サービス計画書の作成 ② 居宅サービス事業所との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務
提供方法	別紙Ⅰを用いて説明します。
介護保険適用の有無	上の①～⑦の内容は、居宅支援の一連業務として介護保険の対象となるものです。
利用料（月額）	下表のとおり。
利用者負担額（介護保険適）	介護保険の適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます）

4 居宅介護支援費の利用料について

(1) 基本部分（1月につき）

要介護区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取扱件数区分		
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者数が 4 5 人未満の場合	居宅介護支援費（Ⅰ）（i）（一） （単位数 1,086） 10,860 円	居宅介護支援費（Ⅰ）（i）（二） （単位数 1,411） 14,110 円
4 5 人以上の場合において、4 5 人以上 6 0 人未満の部分	居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）（一） （単位数 544） 5,400 円	居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）（二） （単位数 704） 7,040 円
4 5 人以上の場合において、6 0 人以上の部分	居宅介護支援費（Ⅰ）（iii）（一） （単位数 326） 6,260 円	居宅介護支援費（Ⅰ）（iii）（二） （単位数 422） 4,220 円

※当事業所が運営基準減算（居宅支援の業務が適切に行われていない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月移乗継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が適切に行われていない場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することになります。

※4 5 人以上の場合、契約日が古いものから順に割り当て、4 5 件目以上になった場合に居宅支援費Ⅱ（ii）または（iii）を算定します。

(2) 加算部分（介護度による区分なし）

加算	金額	算定要件
初回加算 1 月につき +300 単位	+3,000 円/回	○新規に居宅サービス計画を作成する場合 ○要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ○要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合
入院時情報連携加算		利用者は病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
(Ⅰ) 1 月につき +250 単位	+2,500 円/月	○入院当日中 ※入院前以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
(Ⅱ) 1 月につき +200 単位	+2,000 円/月	○入院後 3 日以内 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合には、その翌日を含む
退院退所加算		病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
(Ⅰ) イ (+450 単位)	+4,500 円/月	○必要な情報提供を 1 回、カンファレンス以外の方法で受けた場合

(Ⅰ) ロ (+600 単位)	+6,000 円/月	○必要な情報提供を1回、カンファレンスにより受けた場合
(Ⅱ) イ (+600 単位)	+6,000 円/月	○必要な情報提供を2回以上、カンファレンス以外の方法で受けた場合
(Ⅱ) ロ (+750 単位)	+7,500 円/月	○必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
(Ⅲ) (+900 単位)	+9,000 円/月	○必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携加算 (1月につき+50 単位)	+500 円/月	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に+200 単位)	+2,000 円/月	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算 (死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合+400 単位)	+4,000 円/月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービスに位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
特別地域居宅介護支援加算 (所定単位数に15/100 を乗じた単位数)	所定単位数に15/100 を乗じた単位数	特別地域加算とは、介護サービスの確保が著しく困難であると認められた特別地域などにおいて、介護サービスの確保に貢献する事業所を評価するための加算。人口密度が希薄であることや交通が不便であることを理由に選定され、具体的には離島や豪雪地帯、過疎地域などが当てはまる。

(3) その他の費用

交通費請求の有無	(なし)
----------	------

※利用者は契約を解約することができ、解約料はかかりません。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安について (モニタリング)

介護支援専門員が利用者の状況把握のため居宅訪問する頻度の目安	利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回 ※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります
--------------------------------	--

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡のよりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

7 公正中立性の確保について

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合および前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、別紙Ⅱを用いて説明します。

8 ハラスメントの防止について

事業者は、職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項及び労働施策の事業者は、総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業者は、感染症の発生や拡大を防止するための、委員会の開催、指針の整備、感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施等の担当者を定め取り組みます。

10 感染症や災害の対応力強化について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるために、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

1.1 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の権利の養護・虐待の防止等のために、利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための指針、虐待防止を啓発、普及するための研修の実施、虐待防止に関する責任者を選定、成年後見制度の利用を支援、苦情解決体制の整備、サービス利用中に、当該事業所従業者または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにそれを市町村に通知をします。

1.2 身体拘束廃止について

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはなりません。
- (2) 事業所は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとします。

1.2 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所における個人情報保護管理規定に基づき、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なくし、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び職員退職後も継続します。
- (2) 事業所における個人情報保護管理規定に基づき利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1.3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族への連絡を行い、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.4 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.5 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金について

介護保険適用の有無	利用料（月額）	利用者負担（月額）	交通費の有無
○	円	円	なし

※やむを得ない事由で担当介護支援専門員を変更する場合は、事前に連絡をいたします。

1.6 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情を受け付ける窓口

事業者の窓口	(窓口責任者) 山本 恵 (受付時間) 8:30 ~ 17:30 (電話番号) 0966-47-0333 (方法) 面接 (場 所) 鐘ヶ丘居宅介護支援事業所内 相談室 ※苦情受付箱 鐘ヶ丘ホーム正面玄関内に設置
保険者の窓口	(窓 口) あさぎり町役場 高齢福祉課 (所 在 地) 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 (電話番号) 0966-45-7215 (直通) (受付時間) 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
公的団体の窓口	(窓 口) 国保連合会県介護サービス苦情相談窓口 (所 在 地) 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番地10号 (熊本県市町村自治会館5階) (電話番号) 096-214-1101 (苦情専用窓口) (受付時間) 9:00~17:00 (月曜~金曜日) ※正午から午後1時まで及び土日祝日を除く

1.7 利用者へのお願いについて

事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明等は、利用者様の介護に関する重要な書類なので、契約書及び重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

1.6 重要事項説明書の年月日と交付について

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

事業者は上記内容について、「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に基づき、サービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	熊本県球磨郡あさぎり町上南字竹之内1295番地1
	法人名	社会福祉法人 共成舎
	代表者名	理事長 永田 卓生
	事業所名	鐘ヶ丘居宅介護支援事業所
	管理者名	山本 恵
	説明者名	山本 恵

(利用者) 私は、事業者より重要事項についての説明に同意をし、交付を受けました。

利用者住所	
利用者氏名	
家族住所	
家族氏名（続柄）	()
代理人住所	
代理人氏名（関係）	()

※代理人は選任した場合に限ります。